|  |
| --- |
| **「日本万国博覧会記念公園　日本庭園植栽等景観創出業務」****に係る企画提案公募要領** |

日本万国博覧会記念公園日本庭園（以下「万博日本庭園」）は、1970年に開催された日本万国博覧会において日本政府の出展施設として、当時の造園技術の粋を集めてつくられ、日本庭園の各時代の様式がすべて取り込まれた「昭和の名園」といわれる庭園で、万博のレガシーとして、高い品質を維持してきた貴重な施設です。

令和２年に日本万国博覧会記念公園運営審議会緑整備部会（専門有識者で構成される日本庭園等の調査審議委員会）において、「万博日本庭園は、圧倒的なスケールの大きさに加え、万博のレガシー性という、歴史的価値を有しており、特別名勝となり得るポテンシャルはあり、指定を検討してはどうか」との意見をいただいています。

また、万博記念公園のさらなる活性化を図るため、『日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン（H27.11月）』を令和4年11月に改訂し、その基本方針として、「レガシーの活用と万博の森づくりの文化活動等を通じ、未来を創造する力を育む公園」を掲げ、日本庭園をレガシーゾーンとして位置づけています。さらに、取り組みの方向性の中で、「日本庭園は登録記念物登録、将来的に名勝指定を目指す」と方向づけしています。

このため、万博日本庭園においては庭園の重要な景観を形成し、今後保存していくべきものとして「本質的価値を構成する要素」の抽出を行っており、令和6年度の登録記念物の名勝部門への登録に向けた取り組みを進めています。なお、「本質的価値を構成する要素」には建物、石組、植栽といった単体のものだけではなく、地形、水景などの総合的な景観も含まれ、今後は「本質的価値を構成する要素」を中心に良好な景観の維持、向上を図り、登録文化財として将来にわたって引き継いでいくことが必要となります。

本業務は、日本最大級の面積を有する万博日本庭園において、本質的価値のさらなる魅力向上等の

ために、日々成長する植栽木等景観の維持・修復・改修を行い、更に登録記念物への登録を契機に訪

日外国人を含めた来園者に感動を与え、将来に渡って日本の文化を伝える美しい景観を創出し続け

ることを目的として実施するものです。

　　上記を踏まえ、日本最大級の面積を有する日本庭園を、「昭和の名園」にふさわしい芸術性や創造性を兼ね備えた、より一層魅力ある空間とするため、名木をはじめとした多様な樹木や芝生、茶庭の苔類といった植栽及び景石や洲浜等の造園施設を対象とし、作庭時の意図を汲みながら伝統的庭園技術や創意工夫をもって、植栽等景観の維持・修復などの育成管理を行います。

　　この業務については、事業に求められる技術力・企画力の高さや特殊性などを鑑み、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

　　本件入札の執行は、対象となる業務に係る予算が大阪府議会において議決され、その予算の執行が可能となることにより行うものとします。

**１　事業名（又は業務名）**

日本万国博覧会記念公園　日本庭園植栽等景観創出業務

(1) 事業の趣旨・目的

　　　日本万国博覧会記念公園内の日本庭園において、名木などの植栽樹木や茶庭などの造園施設について、作庭時の意図を汲みつつ、伝統的庭園技術等をもって業務にあたり、質の高い日本庭園の景観創出を図り、将来にわたって優れた景観を承継していくことを目的とする。

(2) 業務概要

別添「仕様書」のとおり。

(3) 委託上限額

 ８００，０００千円（税込）

**２　スケジュール**

　 令和６年3月22日（金）公募開始

　　令和６年3月28日（木）説明会開催

　　令和６年4月19日（金）質問受付締切

　　令和６年4月26日（金）質問に対する回答

　　令和６年5月15日（水）提案書類提出締切

　　令和６年6月上旬頃　　 選定委員会

　　令和６年6月下旬頃　　　契約締結

　　令和６年（2024年）7月1日（月） 事業開始

　　令和11年（2029年）6月30日（日）事業終了

**３　公募参加資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。また、複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）で参加する者にあっては、（１）～（８）の項目について構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申

立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受

け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定

がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定に

よる更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更

生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定

がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不

健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5)　消費税及び地方消費税を完納していること。

(6)　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7)　次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ　暴力団排除措置規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者

(8)　府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

(9)　1級または2級造園施工管理技士の資格を有する者（事業者の正規雇用）を現場に専任配置できるものであること。

（10）厚生労働大臣認定の1級造園技能士の資格を有するものを配置できること。

（11）過去１０年間で、0.1ha以上の日本庭園の管理実績があること。

**４　応募の手続き**

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「３　公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1)　公募要領の配布及び応募書類の受付

　　ア　配布期間

　　　　令和６年（2024年）3月22日（金）から令和６年（2024年）4月26日（金）まで

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

　　イ　配布場所及び受付場所

　　　　大阪府日本万国博覧会記念公園事務所　緑地課

　　　〒565-0826　吹田市千里万博公園1-1（万博記念ビル４階）

　　　　電話：06-6877-3349　　FAX：06-6877-8459

　　　　E-mail：bampakukoen-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp

　　ウ　配布方法

上記「イ　配布場所及び受付場所」で配布するほか、大阪府日本万国博覧会記念公園事務所事業一覧ホームページ（http://www.pref.osaka.lg.jp/bampaku/shokai.html）からダウンロードできます。（郵送による配布は行いません。）

エ　受付期間

　　　　令和６年（2024年）5月８日（水）から令和６年（2024年）5月15日（水）まで

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

　　オ　提出方法

　　　　書類は必ず電話予約のうえ、上記「イ　配布場所及び受付場所」に持参してください。

（提出時に添付書類等を確認させていただくため、郵送での提出は受け付けていません。）

カ　費用の負担

　　　　応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

**※募集要領配布・提案書類受付場所の地図**

****

大阪府日本万国博覧会記念公園事務所への行き方

・大阪モノレール「万博記念公園」駅下車、南へ徒歩約５分（4階建ての白いビル）

・有料駐車場あり　　中央駐車場

(2) 応募書類（以下、記載例）

ア　応募申込書　　　（様式１：原本１部）

　 イ 企画提案書　　　（様式２：原本１部　コピー（添付書類含む）１２部）

　　ウ　応募金額提案書　（様式３：原本１部　コピー（添付書類含む）１２部）

※令和６年度（2024年度）（7月～3月）、7年度（2025年度）（4月～3月）、８年度（2026年度）（4月～3月）、９年度（2027年度）（4月～3月）、10年度（2028年度）（4月～3月）、11年度（2029年度）（4月～6月）に分けて積算し、その内訳を添付すること。※別紙「仕様書　３（10）参照」

　　エ　事業実績申告書　（様式４：原本１部　コピー（添付書類含む）12部）

　　オ　共同企業体で参加の場合

1. 共同企業体届出書　　　 （様式５：原本１部）
2. 共同企業体協定書（写し）（様式６：原本１部）
3. 委任状　　　　　　　 　（様式７：原本１部）
4. 使用印鑑届　　　　　 　（様式８：原本１部）

カ　誓約書（参加資格関係）（様式９）

キ　定款又は寄付行為の写し（※原本証明されているもの）

　　　・法人の場合に提出してください。

ク　応募者の情報

①法人登記簿謄本

・法人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・共同企業体は構成員全員のものを提出してください。

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ケ　納税証明書（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）

(1)法人の場合（共同企業体の場合、全構成員）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

(2)法人以外の場合

税務署が発行の未納の税額がないことを証明する、個人又は代表者の納税証明書

コ　財務諸表の写し（最近3カ年のもの、半期決算の場合は6期分）

①貸借対照表（法人）又は所得税青色申告決算書（個人）

②損益計算書（法人）又は所得税青色申告決算書（個人）

③株主資本等変動計算書（法人のみ）

※共同企業体の場合は全構成員分を提出してください。また、法人以外の場合において上記

①～③が提出できないときは、これらに準ずる財務状況がわかる資料（3か月分）を提出

してください。

サ　障害者雇用状況報告書の写し（常用雇用労働者43.5人以上の事業主用）又は障がい者雇用状

況報告書（常用雇用労働者43.5人未満の事業主用）

　①常用雇用労働者43.5人以上の事業主の場合

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主に義務化されている｢障害者雇用状

況報告書｣の写しを提出してください。

・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるものを提出してください。

（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類

を併せて提出してください。）

　②常用雇用労働者43.5人未満の事業主の場合

・障がい者雇用状況について（様式10）を提出してください。

・常用雇用労働者が0人の場合も提出してください。

　　シ　暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式１１：原本１部）

　　　　・応募者全員（共同企業体の場合は全構成員）、提出してください。

　　ス　企画提案書等の概要版（任意様式：原本１部　コピー１２部）

　　　　・使用するフォントは10.0ポイント以上で、Ａ４サイズ換算で８枚以内（Ａ３サイズ換算で

４枚以内）としてください。

　　　　・本資料はプレゼンテーション審査時の説明用の資料として使用します。

　　　　・様式２及び様式３の概要版として作成することとし、整合を図るようにしてください。

　　　　　※様式２や様式３で述べられていない内容や使用していない写真、図、数字などは記載しな

いこと。

(3) 応募書類の返却

　　 応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

　　 なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

　　 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

　 ア　応募は１者１提案とします。

・共同企業体として参加した場合は、当該構成員全て1提案したこととなります。

・その他法人格を有する団体及び法人格を有しない団体として参加した場合、当該団体に所属

するもの全て1提案したこととなります。

　　イ　応募書類には色指定はありません（カラーも可）。

　　ウ　応募書類の提出に際しては、正本に記入した応募書類チェックリストを添付のうえ、提出してください。正本、コピーそれぞれ１セットずつＡ４ファイルに、様式番号順に綴って提出してください。応募書類の電子媒体（CD－R等に応募者名を記入）１部の提出もお願いします。

電子データは、原則、ワード様式（概要版含む）としますが、様式２－３及び様式３－２についてはエクセル様式も可とします。

なお、「(2)応募書類」のキ、ク、ケ、コなどの様式指定のない資料（様式２－２に添付する資格証等の写し含む）については、ＰＤＦ形式でも提出可能です。

　　エ　表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

　　　　＜記入例＞「○○○事業（又は○○○業務）」提案書

　　　　　　　　　株式会社○○（法人名）

　　オ　書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

　　カ　提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

**５　説明会**

　(1) 開催日時

　　　令和６年3月28日（木）　午後2時から4時まで（2時間程度）

　　　　※終了時刻については、進行状況により前後する可能性があります。

　(2) 開催場所（地図参照）

　　　万博記念ビル４階　第2応接室

住所：吹田市千里万博公園１-１

アクセス：上記「４（１）イ」及び「※募集要領配布・提案書類受付場所」の地図参照

　　　※当日は、室内で説明を行った後、現地説明会を行う予定にしております。現地説明会は、普段

　　　　入ることのできない場所（汎庵等の茶庭など）を主に案内する予定にしております。

　(3) 申込方法

別紙「事業者向け説明会参加申込書」の様式に記載して、電子メール(メールアドレス：bampakukoen-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp)により、会社名、参加者名、連絡先を記入のうえ、「件名」の初めに「【説明会申込】日本庭園植栽等景観創出業務」と明記して申し込むとともに、送信後、電話で着信を確認してください。

　　　※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

　　　※会場の都合により、応募者１者につき３名まででお願いします。

(4) 説明会への申込期限

　　　令和６年3月26日（火）　午後5時まで

**６　質問の受付**

(1)　受付期間

公募開始日から令和６年4月19日（金）　午後5時まで

(2)　提出方法

　 　電子メール(メールアドレス：bampakukoen-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp)で受け付けます。

　　　 ※「件名」の始めに[質問：「日本庭園植栽等景観創出業務」]と明記し、質問内容を別紙「質問票」の様式に記載して添付してください。

※FAX、電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

　　ア　送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

イ　質問への回答は、回答期日までに大阪府日本万国博覧会記念公園事務所事業一覧ホームペ―ジ（http://www.pref.osaka.lg.jp/bampaku/shokai.html）に掲示し、個別には回答しません。

**７　審査の方法**

(1) 審査方法

　ア　(2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ　審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

　プレゼンテーション審査には、パワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。企画提案書等の概要版や応募書類（様式２、様式３、様式４）を用いて、審査を受けていただきます。

　説明を求める内容は提案内容全般に渡りますので、提案事業者を代表して説明や意見を述べられる方に説明をお願いします（人数制限を行う場合があります）。また、審査は匿名で行うため、説明にあたっては、提案事業者名を述べたり推測できるような説明をしないでください。また、提案事業者名が分かるような企業の社章の着用等もしないでください。提案事業者名が判明した場合には、影響する項目についての審査が困難となる場合がありますので、ご注意願います。

ウ「最優秀提案者の評価点が、審査の結果、200点満点中120点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

 　エ　最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

オ　本要領の審査基準に示す審査項目の中で、１つでも評価内容が０点の項目があった場合は採択を行いません。

(2) 審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審 査 項 目 | 審 査 内 容 | 配点 |
| 過去の業務経験実績等（仕様書３．（１）） | ・過去に同種又は類似する業務経験の実績を有するか。・過去にどのような課題解決を行ってきたか。 | 15点 |
| 業務実施体制（仕様書３. （２）） | ・業務実施体制が具体的かつ明確に記載され、景観の創出を実施するための体制等として満足するものか。・業務を適切に実施するために必要な経験を有する管理技術者（責任者）や景観監理者を配置できるか。 | 20点 |
| 景観創出に有効な技術等に関する提案（仕様書３.（３）） | ・日本庭園の作庭意図や修景方針、現在の課題が十分考慮されており、業務全般にわたる修景管理の実施方針・技術の質が高く、かつ実現性のある提案となっているか。 | 115点 |
| 「上代（地区）庭園」における景観創出の実施方針や修景技術に関する提案（仕様書３.（４）） | ・日本庭園「上代（地区）庭園」の作庭意図や修景方針、現在の課題が十分考慮されており、上代庭園全般並びに主要景観である深山の泉と木漏れ日の滝及びその周辺の園路・流れ沿いの植栽地について、質の高い日本庭園の景観の創出となる提案となっているか。 |
| 「中世（地区）庭園」における景観創出の実施方針や修景技術に関する提案（仕様書３．（５）） | ・日本庭園「中世（地区）庭園」の作庭意図や修景方針、現在の課題が十分考慮されており、中世庭園全般並びに主要景観である竹林の小径と松の洲浜、茶庭等及びその周辺の園路・流れ沿いの植栽地について、質の高い日本庭園の景観の創出となる提案となっているか。サワラ林の植生回復のための有効な提案となっているか。 |
| 「近世（地区）庭園」における景観創出の実施方針や修景技術に関する提案（仕様書３．（６）） | ・日本庭園「近世（地区）庭園」の作庭意図や修景方針、現在の課題が十分考慮されており、近世庭園全般並びに主要景観である心字池とつつじが丘及びその周辺の園路沿いの植栽地について、質の高い日本庭園の景観の創出となる提案となっているか。 |
| 「現代（地区）庭園」における景観創出の実施方針や修景技術に関する提案（仕様書３．（７）） | ・日本庭園「現代（地区）庭園」の作庭意図や修景方針、現在の課題が十分考慮されており、現代庭園全般並びに主要景観である鯉池と、ハス池（花菖蒲田含む）及びその周辺の園路沿いの植栽地について、質の高い日本庭園の景観の創出となる提案となっているか。 |
| 日本庭園におけるソフト面での新たな提案（仕様書３.（８）） | ・伝統的庭園技術を通じた日本庭園のPRや利用者満足につながる具体的かつ実効性のある提案がなされているか。 | 15点 |
| 日本庭園の植栽管理技術を継承するための提案（仕様書３. （９）） | ・日本庭園のより一層の質的向上を図るため、高度な植栽管理技術の担保と継承について具体的かつ実効性のある提案がなされているか。 | 15点 |
| 価格点 | 提案価格のうち最低価格満点（20点） ×（　　　　　　　　　　　　　　）　　=　得 点自社の提案価格 | 20点 |
| 合　　　　計 | 200点 |

(3) 審査結果

　ア　契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全提案事業者に通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府日本万国博覧会記念公園事務所事業一覧ホームページ（<http://www.pref.osaka.lg.jp/bampaku/shokai.html>）において公表します。

提案事業者が２者であった場合の次点者の得点は公表しません。

1. 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

② 全提案事業者の名称　＊申込順

③ 全提案事業者の評価点　＊得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由　＊講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

 ⑥ その他

　　 最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

　　　次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

　　ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

　　イ　他の提案事業者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

　　ウ　事業者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

　　エ　応募書類に虚偽の記載を行うこと。

　オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

**８　契約手続き等について**

(1)　契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額（単価含め）について変更が生じる場合があります。

　(3) 契約金額の支払いについては、会計年度の四半期毎に実績などを確認のうえ支払い、年度末に精算払いとします。

 (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式11）を再提出していただきます（共同企業体の場合は全構成員）。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しない（ただし、契約金額が500万円未満の場合は提出不要）。また、契約後、必要書類（大阪府委託役務必携に定める様式のうち大阪府が求める書類）を提出いただきます。

(5)　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間におい

て、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けたとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しません。

（6）　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ　大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求

を受けた者

 (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付

しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア　国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額によ

る。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額による。

ウ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。

この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(8)　(7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除し

ます。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない｡

イ　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第３号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ　大阪府財務規則第68条第６号に該当する場合。

**９　その他**

(1)　応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応

　 募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。大阪府公募型プロポーザル方

式実施基準等（公募要領、仕様書等は除く）については、以下に掲載されています。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-youkou.html>

(2)　仕様書記載の貸与資料は、説明会開催時に配布します。説明会に参加できない場合は、上記４(1)に記載の連絡先に電話予約の上、受け取りに来てください。（郵送は行いません）

(3)　貸与資料は、応募書類提出時に返却してください。応募書類提出を辞退される方も必ず提出期限までに返却してください。なお、返却にかかる費用は、すべて事業者の負担となります。